



中津市監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 3 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 18 日

中津市監査委員 永 松 未 利

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 財政課
選挙管理委員会事務局
建築指導課
2. 監査の対象期間 令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日
3. 監査の実施期間 令和3年4月7日 ～ 令和3年5月18日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利 ・ 恒賀慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和3年6月1日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【財政課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

①委託事務に関する書類の一部に「消せるペン」の使用が見受けられた。改ざんなどの不正な処理を防ぐため、鉛筆や消せるペンなどの使用は行わないよう指導を徹底されたい。

②委託料の一部に、遅延利息の支払いは生じていないものの支払期日を超過した支払いがあった。
今後は、支払期日には十分注意し適正な事務処理に努められたい。

③契約は競争性・透明性・公平性の確保が重要であるが、賃貸借業務の一部に1者随契による契約が見受けられた。今後は、他に取り扱える業者がないか広く調査し、経費節減にも努めるよう求める。

(2) 財産管理事務について

①市有財産の適正な管理のため、中津市有財産規則第18条が定める「市有財産台帳」および「総括台帳」、また、同規則第28条が定める「普通財産貸付台帳」を提出して下さい。

②備品の適正な管理のため、備品台帳（本庁舎外施設にあっては写真添付）を提出して下さい。

【選挙管理委員会事務局】

特に指摘すべき事項はなかった。

【建築指導課】

特に指摘すべき事項はなかった。